

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)中間案に対する 府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)

2 意見募集の結果 12人、団体 36案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
1	プランの趣旨	平成27年7月に条例を制定したとあるが、再エネについて産業別(電力部門・運輸部門)にどのように評価・検討したのか説明いただきたい。	電力部門(発電事業)については、固定価格買取制度の開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大し、府内総電力需要量に対する府内の再エネ設備の発電電力量の割合は、平成26年度の6.5%から令和元年度には9.4%まで増加しています。他方、次期プランの目標達成に向けては更なる再エネ導入の加速が必要となり、再エネ需要の拡大など引き続き府の取組を強化する必要があると考えてます。 運輸部門については、自動車単体の燃費改善及びエコカーの普及等により温室効果ガス排出量の削減が進み、運輸部門における数値目標には到達しました。引き続き更なる削減に向け運輸部門における対策を進めてまいります。
2	基本方針	京都府が目指す再エネ社会の将来像(2030年頃)の暮らしには、換気やテレワークなどの新たな生活様式に関する記述も必要である。	京都府が目指す再エネ社会の将来像(2030年頃)の「暮らし」の中には、御意見のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生活スタイルの変化も踏まえた将来像を明記しております。
3		目標が大変大きい。今後の取組としては資金的に余裕がない方や無関心の方が対象になると思うので、各案件ごとに優先順位を決める必要がある。	御意見のとおり、資金的に余裕がない方や無関心の方への施策も重要と認識しており、中間案に記載のとおり、初期投資ゼロモデルなどの多様化する導入形態を踏まえた支援策や、幅広く再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達できる仕組みづくり等を実施します。
4		P20表6の新たな目標値が消極的すぎる。水力発電の導入率に一切伸びがないのはなぜか。あまりにも消極的すぎではないか。P23の施策4と矛盾する。	水力発電は、渇水の問題を除き、安定供給性に優れたエネルギー源であり、重要な役割を担うものと考えております。 水力発電については、新たなダム建設等を伴う大規模な発電所の設置等は今回の計画期間内の実現は困難ですが、地域の活性化や災害時の活用の観点からも重要となる地域資源を活用した小水力発電については、第5章(目標達成に向けた施策)に明記のとおり、導入支援(税制優遇等)を行います。
5	目標値	<ul style="list-style-type: none"> 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合が2030年度までに25%という目標値、2030年度までの太陽光の導入目標値があまりにも低すぎる。太陽光については、屋上設置やイノベーションも視野に入れ、より野心的な目標を掲げるべきである。 府内の総電力需要量に対する再エネ電力使用量の割合目標を2030年度に40～45%としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「府内の総電力需要量に占める再エネ発電量の割合」の目標値(2030年度までに25%)や、その内訳となる太陽光発電設備の導入目標は、現状やポテンシャルを踏まえ、有識者会議による議論を経て、野心的な目標数値という評価のもとに設定したのですが、今後の技術革新等を踏まえて、第6章(プランの実施体制・進行管理)に明記のとおり、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。 「府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合」の目標数値(2030年度までに35%)は、京都府地球温暖化対策条例の温室効果ガス排出量の削減目標と整合を図ったものですが、全国的な電源構成の変化等も踏まえて、第6章(プランの実施体制・進行管理)に明記のとおり、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。
6		目標値は、京都府温暖化対策条例の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比40%以上削減に見合っているのか。40%以上削減について覚悟を持って取り組むべき目標であるという認識を一致させなければならない。	中間案における目標値は、京都府地球温暖化対策条例の温室効果ガス排出量の削減目標(2030年度までに2013年度比△40%以上)と整合の取れた設定としています。 ただし、今後の全国的な電源構成の変化等も踏まえて、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うことも想定しています。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)中間案に対する 府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)

2 意見募集の結果 12人、団体 36案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
7	導入加速	住まいに再エネ設備を標準装備させるために、府からハウスメーカーやリフォーム会社に対して設備設置を勧奨いただきたい。	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正(令和2年12月23日公布)に伴い、建築士に対する施主への再エネ導入等の説明が義務化されましたが、いただいた御意見を踏まえ、ハウスメーカー等の業界団体とも連携しながら、新增築の際の再エネ導入の促進を図ってまいります。
8		企業や各家庭への導入促進のためには、まずは誰にでもわかりやすい再エネ導入の仕組みを整えるべきである。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
9		再エネ導入を支援するとあるが、京都府宇治浄水場の小水力発電、府営水力発電所(大野発電所)、関西電力蹴上発電所についてどのような取組をするのか説明いただきたい。 また、原子力についてどのような対応するのか説明いただきたい。	京都府の上水道事業においては、宇治浄水場に加え、久御山広域ポンプ場にも小水力発電所を有していますが、これらの設備は引き続き運転を継続する予定です。 大野発電所については、現在小売電気事業者を介して京都府内に環境価値を含めた電力供給を行っており、府内の再エネ利用率の向上に寄与しています。 また、原子力発電に依存しない自立分散型のスマートな社会の実現を目指しています。
10		再エネ導入については、手続きが煩雑であり専門的な知識を要する。導入を加速させるには京都再エネコンシェルジュ制度と合わせて導入を一元的に支援できる体制の構築を施策として入れていただきたい。	いただいた御意見は、再エネコンシェルジュ制度の充実や他の支援体制の構築等の今後の施策検討の参考とさせていただきます。
11	需要創出	府自ら再エネを率先して利用するとあるが、数値目標を掲げ、達成する姿勢を示さないと説得力がない。少なくとも2030年度までに府運営施設において再エネ100%を検討いただきたい。府庁舎やイベントだけでは不十分であり、府内小中学校でも再エネを利用するべきである。	御意見のとおり、府の施設における再エネ調達は計画的に進めていく必要があると考えております。中間案では「本庁舎」に限定しているところ、御意見踏まえ、府施設全体を対象とするよう「府庁舎」と修正いたします。
12		メディアの力を活用し、映像化された媒体で周知し広く呼びかけることが必要である。	御意見を踏まえ、府広報媒体だけでなく、多様なチャネルを用いた情報発信を行います。
13		啓発活動について、大学やNGO、環境団体とどのように連携し行っていくのかを明確にいただきたい。	再エネの需要創出に向けた企業・団体向けの啓発活動については、中間案に明記のとおり、再エネ100宣言団体(RE Action)と連携した取組を想定しています。
14	普及促進	京都市の環境ファンドにおいて寄付金により保育所への太陽光パネル設置や環境学習活動を行っている。 保育所への太陽光パネル設置は、保育所が果たす省エネルギーや地域貢献に繋がるとともに園児への環境教育にもなる。このような取組が地域住民への太陽光発電の信頼に繋がればよい。	御意見のとおり、保育所や学校等への再エネ設備の導入は次代を担う子どもたちへの環境教育の観点からも重要と考えております。
15		風力発電や大規模太陽光発電設備については、地域共生・環境調和を重んじるとともに環境教育の拡充と合わせた体制の構築を施策として入れていただきたい。特に風力発電は地域の理解が重要である。	いただいた御意見を踏まえ、事業計画者による地域住民への適切な情報共有を通じた信頼関係の構築を促す取組等を検討してまいります。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)中間案に対する 府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)

2 意見募集の結果 12人、団体 36案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
16		再エネ設備の充実が防災や減災に繋がる可能性を具体的に明記し、大々的に啓発を行うべきである。	中間案では、太陽光発電設備への自立運転機能や給電設備の具備による地域住民等への開放等、活用具体例を明記していますが、第5章(目標達成に向けた施策)には、その実装に向けた具体的な啓発事業(地域の給電ステーションの周知や支援)も明記しており、早期に施策を実践いたします。
17	災害時の活用促進	府運営施設において給電ステーションなど実証的に取り入れていただきたい。災害時に電源として使用できるように屋外の駐輪場の屋根に太陽光パネルを設置するなどの取組を進めてはどうか。	御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
18		大規模災害により再エネ設備が影響を受けた場合にどのように他地域からエネルギーを供給できるのかについても具体的に示していただきたい。	災害時の広域的な電力供給の確保(地域間の電力融通等)については、令和2年度の法制定(エネルギー供給強靱化法)等を経て、国、電力広域的運営推進機関(広域的な送電ネットワークの整備・運用を行う組織)、電力会社等が中心となって取り組んでいると認識しています。今後も動向を注視してまいります。
19		デジタル技術の活用について具体的にどのようなシステム利用の可能性があるのか示さなければ実現可能性が伝わらない。	デジタル技術を活用したマネジメントについては、第5章(目標達成に向けた施策)の「(参考)脱炭素社会を支える再エネ関連技術のイメージ」に明記するとともに、具体的な施策として、「分散型エネルギーシステムにおける次世代技術(蓄電技術、バーチャルパワープラント等)のインフラ構築に向けた実証」等を掲げています。
20	イノベーション	「地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大と地域課題解決に資する実証」とあるが、水素エネルギーについて①再エネによる電力が余れば海水を電気分解して水素を生み出すこと、②液化水素より運搬しやすいアンモニアで水素エネルギーを活用することなども検討すべきである。	水素の製造・運搬技術の向上を通じて、水素を活用した再エネの需給調整が行われるとともに、地域の特徴に合った水素の利活用が進むよう取り組んでまいります。
21		普及促進や実証実験については、行政機関の枠組みを超えて連携しながら、府内地域の特色に応じた再エネを選択し、既存技術を活用し短期間で形にしていくべきである。 既存技術を持つ企業が府内に所在していない場合は、連携や誘致を行うことにより、政策の実行や新たな産業や技術の創出に貢献できると考える。	いただいた御意見を踏まえ、府内外の多様な主体と連携しながら、再エネ導入・利用拡大に向けた促進事業や実証事業を進めてまいります。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)中間案に対する 府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)

2 意見募集の結果 12人、団体 36案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
22	環境教育	環境教育と結びつけ普及させる必要があるため、府内の教育施設において太陽熱利用システムの導入支援、小規模風力発電の設置、給食の食べ残しや廃棄物のバイオマス利用についても盛り込んでいただきたい。	御意見も踏まえ、教育機関と連携しながら、第5章(目標達成に向けた施策)に明記した「地域の再エネ施設や地域の拠点を活用した次代を担う子どもたちへの環境教育の推進」を着実に実践してまいります。
23		地球温暖化による影響と長期間付き合っていくかなければならない現在の小中高生、大学生の世代が、今後社会でどのような行動をしていくか京都市伏見区のエコロジーセンターやさすてな京都で楽しみながら学習していただきたい。 各施設で活動しているボランティアにとっても来館した若者から学ぶことができ、若者の知識向上だけでなく、ボランティアの資質向上にもなる。このような「共有」の場が大事である。	御意見のとおり、産学公民連携により、地域の再エネ施設や地域の拠点を活用した次代を担う子どもたちへの環境教育を推進することが肝要と考えております。いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
24		次世代教育の観点から、学校での再エネ自給自足も検討いただき、学校生活において再エネの恩恵を感じ学ぶことも重要である。	御意見のとおり、小中学校等の教育機関における再エネの導入・利用の拡大は、次代を担う子どもたちへの環境教育の観点から重要であり、市町村と連携し、取り組んでまいります。
25	太陽光発電	・FIT価格の低下に伴い、太陽光発電は「自家消費型」が重要な選択肢になってきている。一般的な自家消費型のものは償却期間10年程度であるが、自発的な導入は躊躇する企業も多いので、義務化にし導入を後押しするべきである。 ・条例による太陽光発電設備の義務化は導入拡大において有益であるが、3KWではB/Cが低いので、メンテナンスが適切に行われるためにも事業者が納得感・お得感を感じられるような導入義務の強化を検討されてはどうか。	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則の令和2年度改正により、特定建築物(延床面積2,000平方メートル以上の建築物(増築の場合は、増築部分の延床面積)への再エネ導入義務について、建築物の規模に比例した導入義務量に見直しました。
26		・建築士による再エネ導入にかかる情報提供の義務化を掲げられているため、建築士への定期的な勉強会や情報共有の場を設けていただきたい。 ・京都市内において建築物の高さ規制の見直しにより日照不足問題が出てくるため、高層建築物建築時には、周辺住民への再エネ電力の供給を義務化することを検討いただきたい。	建築士に対する施主への再エネ導入等の説明義務化に当たっては、御意見を踏まえ、手引きの作成や建築士業界団体と連携した勉強会の開催等を検討いたします。 その他、いただいた御意見については、京都市とも協議し、施策検討の参考にさせていただきます。
27		府に隣接した自治体と一緒にソーラーシェアリングの拡充を行っていただきたい。	御意見を踏まえて、近隣府県や関西広域連合、国機関(近畿農政局)とも連携しながら耕作放棄地への太陽光発電設備の導入や農業振興につながるソーラーシェアリングの推進施策を進めてまいります。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)中間案に対する 府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)

2 意見募集の結果 12人、団体 36案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
28		全体として、脱炭素型で魅力ある京都を生み出すための方策が記された意欲あるプランであると思う。 府と市町村が連携して、陸上・洋上ともに風力発電のゾーニングを行うことを提案する。	いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
29	風力発電	太鼓山風力発電所の運転停止、撤去について残念である。風力発電は温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す上で貴重な自然エネルギーであるが騒音や災害対策、塩害対策など様々な課題がある。 太鼓山風力発電所は府営であったので、民間企業により新たな風力発電事業実施について丁寧な説明等いただけたと思うが、地域住民、事業者の双方が納得できるようにしていただきたい。	いただいた御意見も踏まえ、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
30		特に風力発電については、系統接続の制約や用地交渉等により事業の推進には相当の時間と費用がかかると考える。 そのためウィンドファームの導入推進においては、事業者と十分な連携を図りながら地域住民の対応など行政としてのサポートを行うことが必要である。	いただいた御意見を踏まえ、事業計画者による地域住民への適切な情報共有を通じた信頼関係の構築を促す取組等を検討してまいります。
31	バイオマス	木質バイオマスについてパーム油発電の位置付けやルールを明確にしていきたい。	パーム油を含む輸入燃料によるバイオマス発電は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(FIT法)において再生可能エネルギー発電と位置づけられています。 京都府では、再エネの導入促進に取り組んでおりますが、国の事業計画策定ガイドラインにもあるとおり、環境への配慮や住民の理解を前提として、個別の案件毎に地域住民や地元市町村の意向を踏まえて対応してまいります。
32		バイオマス発電について、廃棄物を燃料に活用し地域の電力供給に貢献していることは立派である。 今後は、燃料の1つである間伐材の調達課題になると思うが、必要以上に森林を伐採するのではなく、不要な間伐材や木片を利用していただきたい。	いただいた御意見も踏まえ、林業部局と連携しながら、間伐材等の安定供給に向けた施策を検討してまいります。
33	施策全体	施策に明確性がなく、2025年までに達成できるとは思えない。2025年以降のプランも同じようになると思える。	目標の実現に向けて、第5章(目標達成に向けた施策)に明記した具体的な施策を実施します。 また、徹底したPDCAサイクルにより、プランの進行管理を行うこととしております。
34		具体的な実行者は誰なのか。府市町村担当、該当センター、推進員であるならばもっと広がりが必要ではないか。研修会、検討会等の開催も希望する。	プランの実施主体は京都府ですが、「実施体制」に記載のとおり、多様な主体と連携しながら事業を実施いたします。 また、研修会の開催等、府民に理解いただけるような取組についても実施いたします。
35	実施体制	今後は分散型電源が増加することに伴い、行政の役割も増えていくため、行政職員の間で情報共有の場を設けてはどうか。	再生可能エネルギーを取り巻く状況変化等に適切に対応した政策を講じるよう、国や関係機関に府内の再エネの導入・利用の拡大に資する情報の提供を求めるとともに、自治体間ネットワーク会議等を活用した情報交換や意見交換等を通じて、全庁連携をはかってまいります。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)中間案に対する 府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)

2 意見募集の結果 12人、団体 36案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
36	その他	<p>「第1節実施体制(1)府民・事業者・NPO団体、大学、府内市町村などの多様な主体との連携」中、「府民」と「府内市町村・・・連携」に関し、</p> <p>①京都市税条例(昭和15年条例第18号(制定)昭和25年条例第49号)代38条(個人の市民税の徴収の方法)2項(・・・当該個人の府民税を併せて賦課及び徴収する)に基づき、ワントラックで納税している京都市民はどういう立場に位置するのでしょうか。説明してください。</p> <p>②「・・・府内市町村などの多様な主体との連携」中、京都府と政令指定都市の京都市との連携について「京都府」と「京都市」とにおける関係性について説明してください。</p>	<p>京都府、京都市がそれぞれの理念に基づき、地球温暖化対策や再エネ導入にかかる条例を制定しており、京都市内の皆様においては両方の条例が適用されます。</p> <p>一方、同様の制度を有する規定については、京都市内については、京都府条例の適用を除外し、京都市条例のみを適用するなど、条例制定時から京都府・京都市では協調して地球温暖化対策・再エネ導入等を推進しており、引き続き、府市で協調しながら取組を進めてまいります。</p>